

1. 令和2年度健康保険料率および介護保険料率について

去る2月17日に開催された健康保険組合にて、令和2年度の保険料率が次のとおり決定いたしました。

(1)健康保険料率：79.00/1,000(据置)

内訳	一般保険料率：77.70/1,000 調整保険料率：1.30/1,000
----	---

なお、平成20年度から一般保険料は、基本保険料と納付金など高齢者を支援する費用に充当される特定保険料とに区分されております。料率の内訳は右表のとおりです。

区分	一般保険料率	内訳		調整保険料率
		基本保険料率	特定保険料率	
事業主	50.50/1,000	32.56/1,000	17.94/1,000	0.85/1,000
被保険者	27.20/1,000	17.54/1,000	9.66/1,000	0.45/1,000
計	77.70/1,000	50.10/1,000	27.60/1,000	1.30/1,000

(2)介護保険料率：17.00/1,000(令和元年度：15.00/1,000)

(3)適用年月 一般被保険者は、令和2年4月に徴収する3月分保険料から。

2. 特例退職被保険者の健康保険料および介護保険料について

健康保険料率および介護保険料率の決定に伴い、特例退職被保険者の保険料は以下のとおりになります。

(1)保険料(月額)：健康保険料 25,280円(令和元年度 25,280円)
介護保険料 5,440円(令和元年度 4,800円)

(2)保険料算出

保険料の算出は、特例退職被保険者以外の全被保険者の前年度の9月30日における平均標準報酬月額額の100分の70に相当する額を標準報酬月額の基本となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額(本年度：320,000円)に健康保険料率、介護保険料率を乗じた額となります。

(3)適用年月 令和2年4月1日以降徴収分から。

3. 任意継続被保険者の標準報酬月額について

(1)標準報酬月額の決定

本人の退職時の標準報酬月額と当健康保険組合の平均標準報酬月額とを比べて、いずれか低いほうが任意継続被保険者の標準報酬月額となります。なお、平均標準報酬月額は440,000円(令和元年度と同額)になります。

(2)適用年月 令和2年4月1日以降徴収分から。

4. 被保険者および被扶養者の身上変更に伴う各種届出について

- 被保険者および被扶養者に身上変更(氏名変更、被扶養者喪失など)があった場合は、必ず健康保険組合への届出が必要です。被保険者が所属している事業所と健康保険組合は別組織ですので、各々届出が必要となります。身上変更がある方は、速やかに「被保険者証(変更・更新)届(書式1-1)」「被扶養者喪失届(書式2-4)」「(保険証添付)を健康保険組合宛に提出してください。
- また、単身赴任、出産準備、学校等の事由により被扶養者が被保険者と「非同居」となる場合や、事由の解消により「同居」となる場合は、速やかに「被扶養者(同居・非同居)変更届兼被扶養者海外居住届(書式2-5)」を健康保険組合宛に提出してください。
- 届出手続きおよび書式などについては、健康保険組合ホームページに掲載していますのでご覧ください(ホームページへのログインには、保険証に記載の記号・番号が必要となります)。

5. 令和2年度の特定健診・特定保健指導がスタートしました。 年に一度必ず受診していただき、生活習慣病予防をはじめとする 日々の健康づくりにお取り組みください。

令和2年度の特定健診対象者に「受診券」を発行いたしました

- 一般被保険者：4月7日に事業所宛に一覧表を送付いたしました(ご本人には「受診券」は発行いたしません)。
- 一般被扶養者：4月13日にお届け住所に郵送いたしました。なお、特定健診は海外に居住する方は対象外となるため、被保険者の勤務地等により、「受診券」をお送りしていない場合があります。日本国内にお住まいの被扶養者の方については、対象者として受診することができますので、健康保険組合にお申し出ください。
- 特例退職被保険者・被扶養者：4月13日にお届け住所に郵送いたしました。被保険者、被扶養者それぞれ別々にお送りいたしました。(本年度75歳になられる方とその被扶養者の方は、年度途中で資格を喪失されることから、「受診券」を発送しておりませんので、ご希望の方は健康保険組合にお申し出ください。)

※新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた受診制限に関する最新情報は、健康保険組合ホームページの「健保からのお知らせ」をご覧ください。